

平成 29 年

第 16 回 教育委員会 臨時会

# 議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成29年 第16回 定例 <input checked="" type="radio"/> 臨時 <input type="radio"/> 委員会 議事録			
委員会 日程			会場
開会日時	平成29年11月14日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 3時30分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4階 大会議室
閉会日時	平成29年11月14日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 4時57分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	議事録署名委員
教育長 渡邊 尚人			佐藤 辰夫
1番委員 佐藤 辰夫			中村 友子
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
議案説明のため出席した職員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜		社会教育課 課長 越前 範行 課長補佐 後藤 康吉 中央図書館長 濱崎 賢一 子ども若者課 園児支援係 係長 藤井 隆博 園児支援係 主任 小杉ゆきえ 世界遺産推進課 文化財室長 野口 敏樹	
傍聴人	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 50 号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 51 号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 52 号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 53 号 佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 54 号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 55 号 佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定について 議案第 56 号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について 議案第 57 号 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について  <その他> 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 藤井園児支援係長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後3時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただいまから平成29年第16回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。</li> <li>・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、佐藤委員と中村委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</li> <li>・ 日程第2、議案第50号「佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ それでは、私の方から説明させていただきます。佐渡市立幼稚園条例の改正についてですけれども、これについて現状の条例については、平成27年度に施行された子ども・子育て支援法によりまして、利用者負担額、授業料については、保護者の所得の状況に応じて市町村が定めることとなっております。これまで幼稚園については、授業料9,000円から規則で減免制度を設けて授業料を決めておりました。今回の変更点については、これまでの減免制度、保護者の方から申請を出して減免していただくという制度から変更しまして、保護者の課税状況に応じて区分表により授業料を決定したいというものになります。</li> <li>・ これについては、今お配りしました資料ナンバー1の3ページの下の方に別表第2ということで、(第6条関係)というものがあります。これが今までの条例の減免制度になります。生活保護世帯は授業料の金額全部減免と、右の方に書かれてあるのが減免する金額になります。それを今回資料ナンバー2の方の新旧対照表になりますけれども、こちらの方も、3ページの左の方になります。別表第2と書かれてありますが、これももともと階層をつくって課税状況に応じて授業料をこちらで決めさせていただく。今まで申請によって減免していたものを、こちらが課税状況を調べて授業料を決定するという方法に改めさせていただきたいというものになります。</li> <li>・ 今回なぜこのタイミングで変更、本来であれば27年度子ども・子育て支援法が施行されたと同時にすればよかったものなのかなとは思いますが、今年度子ども若者課が設立されまして、幼稚園業務もこちらの方で担うことになりました。今回幼稚園条例と規則の見直しを行う中で、保育園については27年度からこういった階層表を使って、区分表を使って保育料を決めておりました。今回見直しをする中で、やはり保育園も幼稚園も統一した考え方で、区分表を設けて、こちらの方で確認して授業料を決めさせていただきたいということで今回条例の改正を行うものになります。</li> <li>・ これについては、幼稚園の規則、今お配りしました資料ナンバー1と2になりますけれども、規則もあわせて変更になります。ただし、幼稚園の規則については、今、検討中ですが、さわた幼稚園が今5歳児から受入れのみなのですが、3歳児から受入れをしたいと考えております。この規則改正を次回の教育委員会の方で諮りたいと思っておりますので、そのときに規則改正につ</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 藤井園児支援係長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 藤井園児支援係長</li> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 藤井園児支援係長</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<p>いては一緒に上げて審議していただきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それから、幼稚園についてまた別になるんですけれども、さわた幼稚園とあいかわ幼稚園、今利用時間が8時半から15時半までとなっています。保護者の方から、朝の延長保育、夕方の延長保育を延ばしてほしいという要望も出ておりますので、それは規則か要綱で定めたいと思います。それも次回あわせてご提案したいと思っております。よろしく願いいたします。</li> <li>・ それでは、質疑ありましたらお願いします。</li> <li>・ 保育園と幼稚園の考え方を合わせるということですが、具体的には授業料について金額を合わせるという考え方でいいですか。</li> <li>・ 金額を合わせるという考え方ではありません。幼稚園については上限9,000円という授業料になっていますし、保育園については、課税額にに応じても上限3万円、そういった上限もありますので、金額を合わせるものではありません。</li> <li>・ 確認しますけれども、3分の2とか、3分の1を軽減するということではなくて、金額を明示するということなんですね、課税額に合わせて。</li> <li>・ そのとおりになります。</li> <li>・ このたび改正により階層表が具体的についたと、こういうことですが、これによってこれまで入園していた、通園していた子どもたちの授業料は変更があるのでしょうか、ないのでしょうか。</li> <li>・ 今まで保護者の方から申請に応じて授業料を減免していたということになりますけれども、今回減免制度と課税区分表をつくるに当たっては、同じ金額になります。ただ、今までの保護者から申請を確認はしていたということは教育委員会から聞いておりますので、恐らくそういった漏れはないかと思っております。授業料に関しては変更ありません。</li> <li>・ ほかに</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第50号「佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、議案第51号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 議案第51号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」です。本案は、両津地区公民館及び真野体育館の廃止に伴い、地区公民館の位置及び使用料について改正を行うものです。両津地区公民館につきまして</li> </ul>
--	--



<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員</li> </ul>	<p>く 70%減免で、30%の料金で利用者の方々には今までどおりの減免規定で使っていただくこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 削るだけでよろしいんですか。勤労青少年ホームのそういった基準表に準じて 30%とか、そういう料金表はないんですか。それはここに入る必要はない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あくまでも代替施設ということで、勤労青少年ホームを使って公民館活動を代替的に使うということでありますので、その条例を適用して今までどおり普通の使用料金、貸し館の料金で使っていただくこととなります。そこに 70%の減免をするということなので、勤労青少年ホーム条例はさくらなくてもいいということです。今の両津地区の公民館の建物自体はなくなるので、削ります。公民館条例は他の地区も含まれているので、この両津地区のところだけ削ることとなります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、佐藤委員が心配されているのは、70%カットする部分がはっきりしているかどうか、どこかに書いてあるかということですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それと、使用者にとって、今までずっとしっかりと別表であって、1階和室だったら 300 円払えばいいな、すぐこれわかります。今度は、ただ削りっ放しなので、改めて新しい表は要らないんですか。使用者にとっての何か。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それは、勤労青少年ホームの条例を適用して、それで施設の貸し館として皆さんに使っていただくということで考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労青少年ホームの条例が、それに沿って使用料がかかります、ということは表記しなくていいんですか。そういう意味です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それは、表記しなくても大丈夫だと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表記はしないですけど、結局減免するわけですよ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれにしても 30%は出さなければだめですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうです。今も出しているのです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そういのは何か書かなくてもいいんですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それは、今までもないです。それは、内規の中でやらせてもらうということでもあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今までは明記されていたんですが。わかりました。支障がなければ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他にありませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 51 号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決いたしました。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 4、議案第 52 号「佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 議案第 52 号「佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」です。現在工事中であります両津支所、両津地区公民館、両津図書館につきましては、平成 30 年 11 月に竣工予定ですが、解体工事を合併特例債の期限である平成 31 年 3 月までに完了させるためには、解体工事の着手を平成 30 年 2 月とする必要がありますので、両津図書館の仮移転が必要になったというものです。仮移転の時期につきましては、平成 30 年の 3 月から同年 12 月までということで、場所につきましては、両津総合体育館の 1 階のトレーニングルームを予定いたしております。</li> <li>・ それで、お手元の新旧対照表の 11 ページをご覧くださいと思います。第 2 条の 2 の第 2 項に、地区公民館の名称及び位置があります。現在佐渡市梅津 2314 番地 1 が両津図書館ですが、これを移転先の両津総合体育館の佐渡市梅津 2343 番地 1 に変更するために条例を改正するものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。仮移転のために住所を変えるということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ では、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 52 号「佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 5、議案第 53 号「佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 議案第 53 号「佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本案件につきましては、平スキー場において今までハンガーリフトから今度チェアリフトという、2 人がペアで乗れるリフトに移行することによりまして使用料の見直しを行うものです。現在リフトの工事につきましては、6 月 12 日に発注をいたしまして、今週電源関係の工事を行い、18 日に最後チェアリフトの椅子をとりつけて完成という運びになっています。この後、11 月の 21、22 日に社内検査を行いまして、それからスキー協会によるリフトの操作等の練習、それから 12 月 4 日、5 日に運輸局の検査を予定しております。また、ロジック工事も一緒に行っておりまして、それにつきましては、今週内に外部工事が終わるということでもあります。来週から内部工事にかかるということです。完了は、12 月 20 日を予定いたしております。</li> </ul>

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 越前社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14 ページの新旧対照表で見ていただきたいんですが、今までの平スキー場のハンガーリフトの使用料は、リフト1日券ということで大人が1,600円、子どもが600円でした。それから、リフトの半日券ということで大人が900円、子どもが400円ということで、大人につきましては中学生以上の者に、子どもは小学生以下の者にとということで、リフトの1日券の利用時間は午前9時から午後4時までとし、半日券は午前9時から午後1時まで、又は正午から午後4時までとするというものを、新の方の表のように、改正します。</li> <li>・ まず、リフト券、1日券ですが、これが高校生以上で2,000円、それから中学生以下が1,000円、以前は中学生も大人ということでしたが、今回は中学生は子どもということにしまして、高校生以上を大人ということにしました。</li> <li>・ それから、リフトの午前の半日券ということでありまして。これが下に書いてありますが、半日券が午前9時から午後1時までで、これが1,200円、高校生以上、それから中学生以下が600円ということにさせていただきたいというものです。それから、リフトの午後半日券です。下の方に書いてありますが、午後の半日券につきましては、午前11時から午後4時までということで多少長くなっております。これを利用される方が多いのではないかなということもあり、時間も長いということで、高校生以上は1,500円。それから、中学生以下は750円です。</li> <li>・ それから、今までシーズン券はなかったのですが、他の市町村の設置しているスキー場についても設けているということですので、シーズン券を設けたいと考えております。高校生以上は1万5,000円、中学生以下は7,500円です。シーズン券の有効期間は購入した年度内とし、利用時間は午前9時から午後4時までです。</li> <li>・ なお、リフトの金額につきましては、県内の市町村で行っているスキー場を参考にしまして、平スキー場の設置の大きさとか、そういうことも鑑みてこの金額を設定しました。</li> <li>・ それでは、質疑がありましたらお願いします。</li> <li>・ 料金設定に当たって他の市町村営スキー場の料金を参考にしたということですが、シーズン券は佐渡でやった場合にはこれは適正かどうか。いわゆるリフトを運営できる期間が限られているんじゃないかなと思うんですが、そのあたりどうですか。</li> <li>・ 今、平スキー場の条例では、開館日が木、金、土、日と祝日ということになっております。それが1月中旬から3月中旬まで2カ月間運行しますと38日ぐらいになります。それで、1万5,000円というのは、1日券が2,000円ですので、8日来ればそれよりも安価になるということになりますので、38分の8ということで、それぐらいだったら何とか利用していただけるんじゃないかなということでこの金額に設定しました。他の市町村のシーズン券も2万円からありますけれども、安価なところだと1万5,000円という。</li> </ul>
---	---

	<p>佐渡の場合もそんな大きなスキー場ではなく、リフトも1つですので、そういうことも見て1万5,000円が妥当ではないかということで決めたところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信田委員</li> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今のことで。ちなみに、その年の雪の量も違いますけれども、どのくらいの利用されている方があるんですか。昨年度、今年でも結構です。最近の。</li> <li>・ その年によって雪の量とかもあります、大体約1,000人です。今後この施設になってハンガーからチェアリフトになりますので、我々は3,000人を目標に今考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接はつながっていないですが、教育活動として特に旧金井町を中心にここでの体育授業、スキー授業を実施しておりましたが、近年は学校での各校でのそういう取組状況といいますか、参加状況。それから、そういった補助関係はこの場合料金等どういうふうになるのか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 28年度の実績で小学校6校が参加しています。約300人程度です。今回は、5月の校長会で既に予告をしておきました。今後については、学校が準備していただくのは子どもの防寒具、手袋等で、あとは佐渡市の方で面倒見ますということで進みました。その結果、今度11校の応募があつて約600人程度、中学校も2校増えました。それについては、今年の予算組みでは全額支援するという格好になっております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通費は。</li> <li>・ 交通費は、もともと総合学習の中である程度予算を計上しておきまして、そこにはもともとスキーに行く学校もありましたので、そういった部分をやり繰りした結果、何とか既決の予算でおさまるということで、あえて今回予算には上がっていませんが、実際必要となる額になりますと100万ぐらい要るのではないかと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぜひとも佐渡の子どもたち、新潟県の子ども、出身ということで、都会へ出ますと、スキーは上手だろう、水泳はいいだろう、おけさも素晴らしいだろうと我々が都会へ出たときに先入観をもたれるようです。ぜひそういう体験はいっぱいさせてやりたいなと思ったものですから。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他に質問ありますか。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ では、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第53号「佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第6、議案第54号「佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案につきましては、社会教育施設の見直しによりまして、新穂体育館、真野体育館、真野武道館、小木体育館を廃止したいというものです。いずれの施設も平成 30 年の 3 月 31 日まで使用し、同年 4 月 1 日に廃止。平成 30 年度中に合併特例債を活用して解体工事を行う予定です。いずれの施設の解体工事設計委託の予算につきましては、小木体育館につきましては、11 月の臨時議会で補正予算を議決。現在は入札手続中です。それ以外の 3 施設につきましては、この 12 月の議会で補正予算を計上予定といたしております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新旧対照表をご覧くださいと思います。別表第 1 にそれぞれの社会体育施設があります。この中でアンダーラインが引いてある部分ですが、新穂体育館、それから真野体育館、真野武道館、小木体育館、この 4 つを新の別表ではそれぞれ削るということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なしと認めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、議案第 54 号「佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 7、議案第 55 号「佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市には、文化会館として、アミューズメント佐渡と両津文化会館があります。施設の見直しによりアミューズメント佐渡に一本化し、両津文化会館を廃止するというものです。アミューズメント佐渡につきましては、大規模改修を予定しておりまして、財源として合併特例債を予定していることから、両津文化会館の廃止は必須となります。アミューズメント佐渡の大規模改修工事が平成 30 年度までの予定となっておりますので、それまで両津文化会館につきましては使用することとして、廃止の日は平成 31 年 3 月 31 日です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問、意見等ありましたらお願いします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これより採決をいたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なしと認めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、議案第 55 号「佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 8、議案第 56 号「佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案につきましては、現在工事中の小木行政サービスセンター、それから小木地区公民館が平成 30 年 3 月末に完成をいたしまして、同年 5 月から使用を開始することから、公民館活動を現在行っている南佐渡離島開発総合センターを平成 30 年 5 月 1 日に廃止するものです。解体工事に係る設計委託の予算につきましては、11 月の臨時議会で議決いただきまして、入札手続を進め、本日入札予定です。</li> <li>・ 質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ では、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 56 号「佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ それでは、日程第 9、議案第 57 号「佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局お願いします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お世話になっております。世界遺産推進課文化財室長の野口と申します。今日はよろしくお願ひいたします。皆さまに議案のほか今ほど宿根木のまち歩きパンフレットをお配りしました。あまり今まで文化財の制度についてお話しすることがないので、まずこのパンフレットで伝統的建造物群保存地区の保存について簡単に説明させていただきます。</li> <li>・ 今、佐渡の観光地としても注目を集めつつあります宿根木のいわゆる町並み保存の事業です。これは、平成 3 年に重要伝統的建造物群ということで国から選定を受けました。以来小木町、そして佐渡市に引き継がれて約 25 年間保存事業が行われております。</li> <li>・ この表紙の裏面を見ていただきますと、これは主なものを載せてあるだけですが、民間の個人の住宅であったり、博物館とか、郵便局跡、それから廻船問屋の跡ですとか、さまざまな重要伝統的建造物がこのエリアにあります。これを国と県と市が補助金を交付しまして、各建物の持ち主が保存事業を行っているわけです。その中で事務をより適正に進めていくためにということで幾つか今回この要綱の改正を提案させていただきます。</li> <li>・ 1 つは、第 2 条の第 4 項にかかわるものです。これは、端数計算の関係なんです、1,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるということで、1,000 円単位で端数を切り捨てるということを明記いたしました。</li> <li>・ それから、第 7 条です。これは、従来補助金の請求ということで、補助</li> </ul>

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 野口文化財室長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 野口文化財室長</p> <p>・ 渡邊教育長</p>	<p>金の請求の方法だけを規定をしていたんですが、補助事業上、額の確定通知を出すというところを明示した上で、適正な事務処理に努めるということで、これを改正させていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それから、第8条です。これにつきましては、新たに加えた条項でありまして、補助金の支払いというところになります。なぜこれを入れたかということになりますと、国、県、市の補助金が一旦佐渡市の方に全部集まりまして、佐渡市が間接補助ということで約9割に及ぶ補助金を事業者に交付します。従来ですと、実績報告を出しまして、その後補助金を交付して、一番最後にこの事業を行った事業者さんに代金を支払って完了させるというところで進めていたわけですが、特に文化庁の事業の進め方としては、実績報告を出す段階で支払いが終わっている必要があるということの指摘がここ何年かあります。さすがに9割以上は補助金が入ってきて初めて払えるものを、一般の個人が立て替えて全額支払うのは難しいので、この規定を入れました。つまり補助事業がスタートして進捗具合を見ながら、概算払いで請求していただいて、最大限8割を上限としてまず交付をして、こうすれば事業完了後支払いを先に終わらせてから実績報告の提出に移れるという趣旨です。</li> <li>・ それと、別表の第1です。これにつきましては、補助対象となる経費を規定しているわけですが、従来の別表をより明確な規定にするということで改正を行いたいと思います。</li> <li>・ 主に4つの点の改正を含む改正の要綱について提案をさせていただきます。以上よろしく申し上げます。</li> <li>・ では、質疑ありますでしょうか。</li> <li>・ これまでの経緯を教えてください。平成20年に佐渡市として補助金交付要綱を策定したということですね。そうすると、20年からこれまでの間大体何件の申請があって、どのくらい交付しているか、もしわかりましたらお願いします。</li> <li>・ 交付額については十分に把握していないんですが、年間国の補助をもらって修理する物件が5件から6件あります。年間の補助金が、年によって多少違うんですが、2,000万から3,000万の間で推移をしております。そのほかに市の単独で修景事業ということで、本格的な修理でなくて、周りの景観に合った修景事業ということで4、5件の補助を出しております。</li> <li>・ 他にありますか。私の方から質問していいでしょうか。旧と新と比べてみると、今回の改正は全部市長になっているんですが、旧のところ第7条、補助事業者は誰のことをいうんでしょうかね。前回の旧規則でいう、要綱でいう補助事業者。</li> <li>・ 補助事業者は、補助金を受けて保存事業を実施する、基本的には建物の所有者を指します。</li> <li>・ 補助事業者、補助を受ける者ということですか。それが補助事業者なんですか。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あと私の思うのは、今文化財室が市長部局になっているのは理解できるんですが、なぜこれ市長だけが、教育委員会が全く関与していないものをここで補助金要綱を決める必要があるんですかね。基本的な問題です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保存事業につきましては、現在佐渡市の仕組みですと、文化財室が世界遺産推進課という市長部局のところに所属して、補助執行という形で進めております。文化財の事務が地公行法によりましてあくまでも教育委員会の事務になるということで、我々の身分は市長部局でありながら、通常仕事をするときには教育委員会、あるいは教育長の名前を使わせていただいて事務を進めております。その関係の要綱ということで、今回こちらでご説明をさせていただいておりますし、委員の交代等もその都度お諮りしているところです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そういう法律的なことはわかりますけれども、これはあくまでも補助金要綱にすぎないので、内部規則ですよ。これが何で例えば条例とか、そういうことに関係あるならば教育委員会ということはわかりますけれども、一補助金要綱にすぎないものをなぜ教育委員会でやる必要があるんでしょうかね。文化財室の内部規約で十分じゃないですか、これは。つまり教育委員会が執行等に関与しているということであれば教育委員会の法的に制限があるということであれば構わないですけども、この部分は制限ないでしょう、教育委員会は。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その件について佐渡市教育委員会教育長に対する事務委任規則がありまして、その中に、次に掲げる事項を除いてその権限に属する教育事務を教育長に委任する、これからお話しするものを除いてということなんですが、その除いての中に、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定、改正、又は廃止をすること、これを教育委員会の方で審議するという規定があったので、それでやらせていただいたところです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もう一度</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会規則その他教育委員会で定める規程の制定、改正又は廃止をすること。これを教育委員会の方で諮るという規定があったので、それで出させていただきました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この要綱はその規程に入るんですか、補助金要綱は。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とみなしています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我々はそうみなして今回提案をさせていただいております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱って内部規程にすぎないんじゃないですかね。違うんですか。条例か何かですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部規程ではあります。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金規程だから、別に文化財室の内部規程なので、意味がよくわからない。いろんな規程で、公に出る規程であればそれで必要だというふうに思うんですが……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは告示ですので、市民の方に公表する形になります。訓令の扱いではありません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あと1つ疑問なのが、教育委員会と市が別々な執行機関なんですけども、本来の教育委員会と市長部局の関連でいうと、市長はお金を出しますけれども、内部については干渉しませんというのが原則だと思うんですよね。この場合だと、内容とかも全て市長の権限になってしまうので、そういう文化財の内容についても市長が全て把握するということになるんですかね、この規程でいうと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは、補助金の交付に係る一連の手続の中での規程ということで、基本的にはこれは市長の権限に属するものと考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容の審査及び必要に応じて行う実地調査と書いてあります。中身そのものですよ。文言矛盾するんじゃないでしょうかね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告の内容の確認ということですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あくまでも補助事業の……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ であれば報告書に対して審査をするという文言じゃないでしょうかね。実地調査は実際にやるところですね。意味わかりますか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に現場の状況を確認して、書類だけじゃなくて、現地での保存修理の施行がきちんと行われているかどうかということ……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市長は」と書いてしまうと、これ市長がやることになるんですか。市長部局がやることですよ。だから、そこに内容との矛盾はないんですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この事業を行う上で我々はこの「市長は」という立場で実地調査を……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ だから、その実地調査は文化財のことに対する内容の話になるわけでしょう。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容といいますか、この事業が適切に行われているかどうかということ……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それは、例えば事務局から出てきた、つまり前でいうと教育委員会でやってきた内容を市長が文書を見て調査をするかどうか判断するのが市長の役割ですね。市長が「俺が実地調査してやるわ、全部、」というのは、市長の役割ではないと思うんですよ。その点どうですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業上は、我々がこの市長という立場で実地調査を行うという……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それ、だから矛盾でしょう。文化財室が教育委員会から委嘱されているのは、本当は教育委員会の仕事なんですよね。だから、その仕事は教育委員会の責任でやるわけですね。ですよ。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その内容を市長がやりますと言っているのと近いんじゃないですか、これは、話でいくと。本来であれば補助金は市長の名前でも構いませんけれども、補助金出しますよと。その中身については教育委員会でしっかり調べて、よければ私はオーケーですよという話になるんじゃないでしょうか。これだと内容も全部市長が調べて全部やりますよと言っていることと同じなので、矛盾しませんかということです。それが矛盾しないというのであれば、これは教育委員会の規則ではなくて市長部局の規則にしても構わないんじゃないですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この要綱は、教育委員会の要綱になっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ であれば教育委員会から市長部局の方の要綱に変えてもらえばいい、まず、そこが先の気がしますよね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の事務にかかわる職員ということで、文化財の事務自身はあくまでも教育委員会の……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ だから、繰り返しになるじゃない、私が言っている内容と。そうですよ。今の規則ではそうなんだけれども、この要綱になっちゃうと、内容も全て市長がやって、許可を出して補助金やりますよということになっちゃうんじゃないですかということを行っている。教育委員会が関与するところ一つもないですよと言っている。そういう規則だったら教育委員会の規則じゃない方がいいんじゃないですか。元に戻ると、市長は補助金出しますと、内容は教育委員会が審査してよければそれでいいですよというのが本来の形じゃないかということ。私がしゃべってしまいましたけど、皆さんどうお考えですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【暫時休憩】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再開します。</li> <li>・ 学校にかえれば同じことだと思います。俺が学校に行ってみんな調べてやるから、よかったら予算つけてやるという内容になった場合に、それっていいですかという話ですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表記上は市長になっていますが、実際事務として行うのは教育委員会だと、そういうことだと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財室は教育委員会にあったとしても多分同じ書き方になるんだと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じことになるんですか。文化財室が教育委員会にあつたら、誰が実地調査やるんですか。市長がやるんですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あくまでも文化財室の職員が市長の名前で……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会としてやるんでしょう、これは。だから、そこに矛盾があるんじゃないですかと。教育委員会にある文化財室が市長の仕事するわけじゃないですよ。教育委員会の職員ですから、教育委員会の仕事するんですよ。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 逆に教育委員会のほかの補助事業の補助金交付要綱はどんな……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これも出すところが市長になっていますよね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あくまでも事務の内容によって市長と教育委員会と。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あくまでも補助金は市長から来るのはわかりますよ。ただ、教育委員会で本来つけられれば、それは教育委員会の中でしっかりと判断をして査定をして出すわけですよ。ということですよ。だから、その作業まで市長がやっちゃうのであれば、ここに置く必要は何もないじゃないのという、形上、事務委任しているとしても。これは、事務委任されているという前提ですね。文化財室の仕事は、教育委員会じゃなくて市長部局の仕事だという前提でこれはできていますね、今の内容ね。であれば教育委員会なんか通す必要ないんじゃないかと言いたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もともと教育委員会の事務なんですね。それを市長部局の方にやってもらっているということです。それで、表記として市長の名前で全てやるようになっていますが、ほかの教育委員会から出ている補助金の事務も全部市長がやるように、そういう表記になっています。ですので……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長宛てに出すんでしょう。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。市長が見るようになっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それは別に否定はしていないんです。補助金だから。教育委員会がもらった補助金だから、それでいいんですけど、この内容について調べてこれを許可するとかは、我々が代わりにやっているわけですよ、教育委員会の仕事として。だから、文化財室の仕事が本来であれば教育委員会の仕事であれば、教育委員会が内容を調べて審査をして、市長宛てに上げてある補助金の要綱に対して、はい、じゃと判子押して出すわけですよ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の事務はそういう形ですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の事務というか、本来はそうなんですよ。予算は教育委員会につけるけど、中身は教育委員会でやりますよということですよ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ、表記の方法としては、実際教育委員会がやる内容についても市長がやるという表記でやっております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長が調べることになっているんですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい、同じ形です。なので……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えばどういうものがありますか。補助金の最後、審査をするとかはわかりますよ。私が言ったのは第7条の内容の審査及び必要に応じて行う実地調査、この辺なんか内容そのものを全部市長さんが判断しますよと同じじゃないかなということ。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは文言整理をすれば済む問題なのか、そもそも教育委員会で決裁する必要はないものなのか。あるいはこの場で決着がつきそうもないから、保留にして次に回せばいいのか、何か方向性を決めていただけませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりました。本来それ私がやるべきでしたけど、今回この事案は今日でなくてもいいんですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これが平成 29 年度の補助事業に反映させたいということなので……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理を行って、次の教育委員会がありますけど、月末に。そこで間に合えばそこでどうなんでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月末に教育委員会がありますね。その時点で間に合いますか。だってここで皆さん見るの初めてなんだから、意見も言わずに、はい、決めるというのは乱暴ですよ。いいですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野口文化財室長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第 57 号については次回ということをお願いします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すみません。社会教育施設統合関係で補足説明をさせていただきます。</li> <li>・ 社会教育施設統廃合に係る条例改正ということで、黄色い部分が、本日上程した内容のものです。両津、真野については公民館条例でありますし、それから社会体育施設については、先ほど言いました真野武道館、真野体育館、新穂体育館、小木体育館ということですし、南佐渡離島開発総合センターと、それから佐渡市立の図書館、それから両津文化会館、それから平スキー場です。この後、新穂公民館、それから小木公民館、両津の公民館、これらは建築中ということですので、この後引っ越し等の関係であります。新穂と小木については5月1日に引っ越しを完了して、そこから業務が始まるということです。料金の変更とか、住所の変更について平成30年3月の議会に上程したいと考えています。小木の公民館につきましては、場所は同じところ。番地は変わらないということで住所はそのままということになりますので、住所変更は不要ということです。</li> <li>・ それから、両津の公民館については、平成31年の1月1日にオープンということですので、今のところでは平成30年9月の議会に上程をして、料金の変更を行いたいと思っております。</li> <li>・ それから、佐渡島開発総合センターの3階のホールの改修があります。これもまだどうするかというところは決まっておられません。つり天井の改修は必要であり、それに伴いどこまでやるかはこれから検討していきたいと考えています。</li> <li>・ それから、両津の図書館ですが、これも両津の公民館と一緒に、両津支所と、複合施設ですので、内容的には同じということですので、同じときに行いたいと、これも住所変更ということで、期間については両津公民館と同じ施行日、議会の上程も同じということと考えているところです。</li> <li>・ ただ今の説明で何か疑問点等ありますか。解体の日程が今年度、来年度</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 越前社会教育課長</p>	<p>ありますので、ご理解の方よろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そのほか事務局からありますか。</li> <li>・ その他に入りました。</li> <li>・ 【資料を配布した。】</li> </ul> <p>・ この現況報告書につきましては、先般お渡ししたものを製本したものであるということで同じ内容になっております。こちらの方が見やすいと思ひますので、後で見ただけければと思ひます。</p> <p>・ それで、こちらの方の佐渡ジオパーク再認定審査の現地審査報告ということです。先日 11 月 11 日の土曜日、12 日、日曜日の 2 日間にかけて、佐渡ジオパークの再認定審査が行われました。他の認定制度と違ひまして、ジオパークにつきましては、4 年に 1 度の再認定を受けるということになっております。佐渡ジオパークにつきましては、平成 25 年 9 月に日本ジオパークの認定を受けましたが、4 年経過したということで行うものです。見学地については、沢根、佐渡博物館、小木港、マリンプラザ小木、沢崎、宿根木などということです。審査員につきましては、JGC は日本ジオパーク委員会です。大野さんという方。島原半島の世界ジオパークの方です。それから、鶴飼さんという方は日本 JGN は、日本ジオパークネットワークということです。天草のジオパークということです。それから、同じく JGN ということで山内さんということ、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパークという方、3 名の方が審査員ということ、それぞれの見学地を見て、それに対して評価をいただいたところです。</p> <p>・ 裏の方に佐渡ジオパークの優れている点ということで 1 から 8 まで載っております。地質・地形資産としての価値が高い、それから教育活動が充実している、多様な啓発グッズがある、十分な予算とマンパワーがある、地域住民への広がりが見られつつある、優良ガイド育成の仕組みが機能しており、ジオパークの理念を理解した人々が増えつつある、既存観光システムを改善し、新しい観光システムを構築し始めている、地域食材を活用した商品の開発が始まっている、この 8 点が優れている点ということです。</p> <p>・ 一方改善すべき点としましては、10 個載っております。世界遺産農業遺産、ジオパークの取組の実現を明確にし、お互いを補完する情報発信を行う、それから地層の保全に関する方針の作成、ジオサイトの見直し、ジオサイトの表記の修正、可視性の向上、ジオパークフレーズを目につくところに掲げる、協議会の自主的な活動の活性化、拠点施設の展示内容の見直し、専門的すぎない看板の作成、地域住民への広がりをもつ特定の人だけでなく、協議会、住民一丸となつて行う、ジオガイドのさらなるレベルの向上が必要ということで 10 個のことです。</p> <p>・ その他につきましては、そこに書いてありますが、この後この審査を日本ジオパーク委員会に提出するというので、その審査結果につきましては、平成 29 年 12 月 21 日に決定をし、通達があるということになっております。</p>
----------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• それから、その下に書いてありますが、ユネスコ参加ということで、以前支援プログラムだったんですけども、正式プログラムということで、ユネスコの正式事業となったということで、国内審査もより厳しくなっているというところがあります。最近では、国内再審査において山陰海岸のジオパーク、これは世界ジオパークです。それから、阿蘇ジオパーク、これも世界ジオパークになっておりますが、こちらの世界ジオパークになっておっても、日本ジオパークの再認定審査で条件付きの再認定ということになっておるということで、かなり厳しい状況となっているということです。</li> <li>• それからまた、夏に実施された日本ジオパークの新規の認定審査では、2地域が申請がありましたけれども、1地域は保留ということで、1地域は見送りということになっており、2017年、今年は新たな日本ジオパークの誕生はなかったということです。</li> <li>• それから、お手元の今日の新聞ですが、新潟日報の新聞に載っております。こちらに簡潔にまとめられていると思っております。それから、こちらの再認定の審査のところの左側のところに、先ほど私が言いました山陰海岸と阿蘇のことも書かれておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 渡邊教育長</li> <li>• 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今の件につきましていかがでしょうか。何か疑問な点がありましたら。</li> <li>• 優れている点の中の2番目、教育活動が充実していると評価していただいたので、非常にうれしいことだと思います。それから、4番目に十分な予算とマンパワーがある。どうかなと思うんですけど、そういう評価があるのであれば、それはいいかなと思いますが、8番、実はよくわからないんですけども、地域食材を活用した商品の開発が始まっていると。関連で新聞にジオパスタやジオ弁当などの商品開発と書いてあるんですけど、これはどういうものか教えてください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 越前社会教育課長</li> <li>• 仲川委員</li> <li>• 中村委員</li> <li>• 渡邊教育長</li> <li>• 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ジオパスタは、茶房やましたという宿根木の町並み保存のところの集落の方がジオパスタというものを開発して、それをいつも食べれるわけじゃないですけど、限定的に出しているということです。</li> <li>• どういうものですか。</li> <li>• 132ページにあります。</li> <li>• ハンバーグを火山に見立てたような。</li> <li>• 赤いソースで、それがマグマの溶岩、をかけて、そういうパスタです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仲川委員</li> <li>• 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イメージさせるものということ。</li> <li>• そうです。溶岩が流れて岩石に、宿根木は水中火砕岩という岩石が広がっているんですけども、それとか、枕状溶岩とか、そういうものを連想させる場所に溶岩のソースをかけるという。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仲川委員</li> <li>• 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 溶岩を温めてその上でパスタが食べれる、そういうものではないのですか。</li> <li>• そういうものではないです。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あとジオ弁当はどこだったでしょうか。</li> <li>・ ジョ弁当は、とうみというところ、これも小木の方が開発してくれたんです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これからクッキーだとか、石けんだとかという、地元の人たちが開発した商品をこれから売り出していくと、そういうアイデアも出てきております。</li> <li>・ あとさっきの十分な予算とマンパワーは、ほかの審査員がいたところのジオパークよりも、という方が近いと思います。十分かどうかはわかりません。そんな十分じゃないですよ。だから、比較の問題だと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうです。他のところと比べると、佐渡のジオパークは予算的にも多いということだと思いますし、それから人的体制についても、ほかのジオパークに比べると専門員とか、指導員とか、職員の配置について多いということで、そこはすごく評価するということです。他のところと比べてということだと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よろしいですか。12月21日が審査決定ですので、楽しみにしてください。</li> <li>・ 他に事務局からありますか。よろしいですか。</li> <li>・ では、委員の皆様から何かありますか。</li> <li>・ では、最後になりますが、日程第10、次回の定例会の開催日についてです。11月30日木曜日午後3時30分からを予定しております。よろしくお願いいたします。</li> <li>・ 以上で平成29年第16回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。 午後4時57分終了</li> </ul>